

県立茅ヶ崎里山公園

管理運営業務の内容及び基準

神奈川県立都市公園の管理

神奈川県立都市公園は、県土の水と緑のネットワークの核として、また、県内の都市公園のモデルとして位置づけられるものであり、良好な都市環境の形成、スポーツや文化活動など多様なレクリエーションの場、自然とのふれあいや憩いの場、健康増進や福祉活動の場、地域の防災機能の向上など、その立地特性等に応じた多彩な役割を担っています。このような県立都市公園の役割を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できる質の高い公園の管理と運営を行うことが求められています。

公園の概要

(1) 所在地

茅ヶ崎市芹沢

(2) 公園面積

約 35.1ha 「平成 27 年 4 月 1 日時点(見込み含む)」 H25 年 4 月 1 日時点 35.0ha

(3) 環境特性

本公園は、多くの谷戸が点在する「九十九谷戸」と呼ばれていた茅ヶ崎市北部(藤沢市西北部にかけて)に位置しています。

公園内にある「柳谷(やなぎやと)」は、人との関わりで維持されてきた里山景観が残され、多様な動植物が生息していましたが、雑木林や農地の荒廃が進み、近年はかつての里山の風景が失われつつある状況にありました。そこで、里山の風景を活かした、県民の憩いの場となる公園の整備を進め、平成 26 年 4 月には 35.1ha が開園しました。

本公園は、農と食により地域活性化を図る「畑の村」やゆるやかな丘の地形を楽しむ「丘の村」で構成される「近代的里山区域」、里山環境の保全修復と里山の文化や循環の仕組みを継承する「谷の村」で構成される「伝統的里山区域」、花や芽吹きなどの景観を楽しむ「森の村」のほか、子供の遊び場を提供する「子供の村」や台地の広がりを活かした公園の玄関口となる「山頂の村」で構成される「利用促進区域」に区分しており、それぞれの環境特性等に応じた、維持管理や運営が求められます。

なかでも「谷の村」については、県民と公園管理者との協働による公園の維持管理運営を行うために設立された「茅ヶ崎里山公園倶楽部(平成 17 年 3 月発足)」、「別紙 1」参照)や「茅ヶ崎里山公園運営会議里山保全部会(平成 24 年 6 月発足)」をはじめとする多様な県民との連携を行うとともに、「里山文化の継承」「生物多様性」「環境教育」「レクリエーション」のバランスを図りながら、里山環境の生態系に配慮した順応的な維持管理が求められます。

(4) 公園整備方針

本公園は、自然とともに生活を営む里山の景観を受け継ぎ、自然と未来の織りなす豊かな未来環境を作ることを目指す「湘南みらいの里」をテーマとして整備を進めています。

また、里山保全の担い手となる地域住民や県民との協働を推進するため、公園の施設整備や管理運営、施設利用について、「茅ヶ崎里山公園運営会議」(「別紙2」参照)などの意見を聞きながら公園づくりを進めています。

(5) 管理運営方針

指定管理者には、次の管理運営方針について、理解の上、遵守していただくほか、自らの創意工夫による、利用者に対する質の高いサービスの提供を期待します。

ア 基本方針

- ・多様で貴重な動植物を育む豊かな里山環境を保全するとともに、里山文化を体験する場、里山の自然と親しむ場、自然とのふれあい活動に参加する場を提供する公園として管理運営するとともに、里山の暮らしを後生に伝えることとします。
- ・散策休養の場、レクリエーションを楽しむ場、ジョギングなどの健康増進の場、ボランティアがやりがいを持って公園に関われる場など多様なニーズに対応した公園として、各施設が安全で快適に利用できるよう管理運営することとします。

イ 自然環境保全方針

サシバやカエルなどを指標種とし、貴重で多様性のある動植物相や豊かな里山環境を保全することとします。

県が示す「茅ヶ崎里山公園の利用・整備・管理の方針」(以下、「利用・整備・管理の方針」という。)(「別紙3」参照)に基づき、適切な維持管理、運営を行うこととします。

将来にわたり様々な動植物を育み、貴重な生息空間となる多様な環境を維持するとともに、人との関わりによって育まれた自然である里山環境を十分理解した上で保全していくこととします。

上記 ~ の考えを基本にしつつ、「茅ヶ崎里山公園運営会議里山保全部会」をはじめとする市民団体などの意見を伺いながら、順応的な維持管理を行うこととします。

ウ 維持管理方針

植栽管理(植込地、芝生、樹木、草地等管理)について、本公園の特性や、「利用・整備・管理の方針」を踏まえ、各植物の特性及び生態系に配慮したうえで、適正に持続、育成するよう必要な維持管理を行うこととします。

施設や設備については、その機能や特性を十分理解した上で清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこととします。

利用者や様々な団体との情報交換・共有を図りながら維持管理業務を行うこととします。

遊具や木製施設などの公園施設については、重点的に巡視を行い、状況をよく把握し、安全に利用できるよう管理を行うこととします。

エ 運営方針

利用者の声に耳を傾け、管理運営に反映させることによって、利用者のための運営を行うこととします。

「利用・整備・管理の方針」に基づき、地元の専門家等の助言を得ながら、水田・雑

木林の保全などを、地域住民や市民ボランティアと連携して積極的に推進し、公園の運営や里山環境の保全に寄与するため、コーディネートを行うこととします。

水田や畑、雑木林の維持管理及び動植物の保全を図ることとします。

次の点に留意し県民参加行事を行うこととします。

- (a)農作物や間伐材など、公園から出た生産物については里山保全や公園の利用促進に使用するものとし、生産物管理表で管理することとします。
- (b)管理事務所は、管理拠点機能のほかに公園利用や県民の協働拠点、利用者へのサービス拠点、情報の発信拠点として運営することとします。
- (c)谷の家は、かつての農家のたたずまいを感じさせる施設として、公園利用者の休憩及び里山保全や里山文化発信の活動拠点として運営することとし、職員を常駐させることとします。
- (d)里の家は、農を楽しむ、食を楽しむ、地域とのつながりをつくる施設として、公園利用者が地域の農業と交流したりすることで、地域活性につながる場として運営することとし、職員を常駐させることとします。

環境に配慮した管理運営を行うこととし、ゴミの持ち帰りや省エネルギー、新エネルギー（バイオマスエネルギーなど）の活用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、公園内の植物管理に伴って発生する木や枝等の園内リサイクル等のゼロエミッションに努めることとします。

災害時に避難地等として活用されることも想定しながら、運営を行うこととします。

(6) 管理に要する経費

本施設の指定管理者への申請を検討される際の参考にしていただくため、平成27年度の指定管理料の上限額を、「公園関係資料」に記載しています。

指定管理業務の対象となる公園施設

(1) 園路及び広場

湘南の丘、風の谷、風の広場、多目的広場、栗の木広場、里の丘、平成の森、谷の村、畑の村、丘の村 等

(2) 修景施設

植栽、芹沢の池、柳谷池、中ノ谷池 等

(3) 休養施設

ベンチ、野外卓、休憩所、風のテラス 等

(4) 遊戯施設

遊具名称	数量	単位	備考
フワフワドーム(雲のトランポリン) [大]	1	基	
フワフワドーム(雲のトランポリン) [小]	1	基	
ローラー滑り台 [大]	1	基	
ローラー滑り台 [小]	1	基	

複合遊具	1	基	
スプリング遊具	2	基	

(5) 便益施設

駐車場、トイレ、サイン 等

(6) 管理施設

パークセンター（管理事務所）、谷の家、里の家、東詰所、柵 等

○主要建築物概要

パークセンター（管理事務所）	建築面積	834.21 m ²
東詰所	建築面積	121.50 m ²
風のテラス	建築面積	198.90 m ²
谷の家	建築面積	173.07 m ²
里の家	建築面積	314.72 m ²

運営業務

(1) 運営体制の確保

ア (2)(3)に掲げる業務の運営に支障のないように管理要員を適切に配置することとします。

イ 管理要員のうち常時1名、総括的に判断できる者を配置することとします。（所長、副所長等）

ウ 管理要員の配置にあたっては、公園の特性にあわせた知識を有する者を配置することとします。

エ ア～ウのための組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施することとします。

(2) 管理事務所の開館時間

管理事務所の開館時間は午前8時30分から午後5時30分までとします。ただし、利用者対応等の業務がある場合や災害等の緊急時には、必要に応じて、随時延長を行うこととします。

(3) 管理事務所の運営業務

窓口及び事務室は、常に利用者にかかれたものとし、以下の業務を行うこととします。

ア 公園利用者対応（利用案内、利用指導、要望及び苦情処理、事故や緊急時対応など）

イ 園内巡視（施設等の点検巡視、安全巡視、解説やコミュニケーションによる利用者対応）

ウ 里山管理拠点としての運営（HPの更新やニュースレター発行などを通じての情報発信、地域や茅ヶ崎里山公園倶楽部などと連携した里山保全活動の支援・育成、ボランティアの活動拠点、体験型自然環境普及啓発プログラムの実施、公園利用者と連携した展示等による情報発信・蓄積）

エ 園内巡視（施設等の点検巡視、安全巡視、解説やコミュニケーションによる利用者対応）

オ アメニティの推進（犬の糞やゴミゼロ運動など）

カ 自主事業の推進（公園関係資料参照）

利用者サービス向上に寄与するイベントやPR活動などの積極的な実施
利用促進及び利用調整業務（PR活動、博物館等の関係機関や県民等との共同事業の推進、公園まつり・自然観察会・自然とのふれあい体験などのイベント実施や団体等の公園内活動への後方支援、多目的ホール等を活用した利用促進）

現指定管理者の実施状況については、下記ホームページを参照願います。

茅ヶ崎里山公園ホームページ

<http://www.kanagawa-park.or.jp/satoyama/>

利用者や地域住民のニーズの把握と公平な運営に留意すること

パンフレットの更新及び増刷

キ 公園に関する要望及び苦情の処理

ク 神奈川県都市公園条例第11条行為の禁止の遵守

ケ 地元自治体・団体等への利用促進活動及び連絡調整

コ 藤沢土木事務所汐見台庁舎への業務報告及び連絡調整

管理日誌の作成及び定期報告

苦情処理対応の記録及び報告

サ 駐車場の運営

シ 事故及び緊急時等の対応

事故者の保護、救護及び二次事故の防止

事故発生時の利用者の立場に立った適切な対応及び状況の把握

公園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び藤沢土木事務所汐見台庁舎への事故報告

利用者の安全確保を図る観点から施設内にAED（自動体外式除細動機）を設置し、緊急時に備えること

ス 災害の対応

集中豪雨、台風、強風、大雨等の警報発令時等、またそれらの警報発令に至る恐れがあるときにおける警戒配備体制の設置及び、施設点検、被害状況報告と応急措置
強風等の警報発令時間帯が勤務時間外に及び、翌朝に天候が回復したときには、土木事務所への被害状況報告は、土日祭日を除き、翌朝8:30までに行うこととします。

大雪警報発令時等、また警報発令に至る恐れがあるときにおける警戒配備体制の設置及び、施設点検、被害状況報告と除雪作業等の実施

震災時における非常配備体制の設置、職員の参集、施設点検、状況報告および応急措置等への対応、関係機関への協力

維持管理業務

(1) 共通事項

- ア 維持管理業務の対象は 示す公園施設の維持管理（保守点検、補修、修繕を含む）とすることとします。
- イ 施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう、日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の補修・修繕を行うこととします。

(2) 維持管理基準

別紙「維持管理基準書」により、同基準書以上を目安として維持管理を行うこととします。

ゾーン別管理運営方針と種目別管理運営業務

(1) 区域(ゾーン)別の管理運営方針

- ・各区域(ゾーン)ごとに、最低限守るべき管理運営方針は以下のとおりです。なお対象範囲(区域分け)は概要を別図に示していますが、方針の趣旨を十分参酌し、当該区域(ゾーン)以外でも方針の趣旨が果たされるよう管理運営を行うこととします。
- ・茅ヶ崎里山公園は、「利用促進」、「伝統的里山」、「近代的里山」をテーマとして3つの区域に区分されています。さらに6つのゾーンに区分し、ゾーン別に設定された方針に基づき運営を行うこととします。

利用促進区域

森の村、子供の村、山頂の村は都市公園のレクリエーション機能を発揮した「利用促進区域」として、利用者サービスに重点を置いた運営を行うこととします。

イ 森の村

- ・山桜の路や梅園、野の花畑など、花見や植物観賞、散策、休憩など静的利用を行う場とします。
- ・市道の西側造成部は、谷の村（里山保全エリア）のバッファーとして、雑木林の復元とスキ等の草地を維持することとします。
- ・市道の東側斜面は、花の名所として季節感を味わえる植物管理を行うこととします。
- ・尾根、斜面、谷戸低地からなる立地環境のそれぞれの特性を保全・修復していくこととします。

ロ 子供の村

- ・大型遊具や流れ、広場など、広々とした空間の中で子供たちが様々な遊びができる場とするとともに、市主催のイベント開催などができる場とします。
- ・安全、快適、平等な利用に供するための管理を行うこととし、遊具の定期的な安全点検や調整池、樹林の適正管理を行うこととします。
- ・芝生の保全育成と利用のバランスのとれた管理を行うこととします。

ハ 山頂の村

- ・公園の玄関口として人が集まり、誰もが利用しやすい空間とします。また、富士山の眺望などを楽しみ、公園の情報を得られる場所とします。

- ・誰もが利用しやすい場所として管理運営を行うこととします。
- ・公園のメインの情報発信拠点として、パークセンターを運営することとします。

伝統的里山区域

谷の村は、「伝統的里山区域」として、地域の里山文化を継承・体験できる運営を行うこととします。

イ 谷の村

- ・里山とふれあい、楽しみ、里山への理解促進、里山保全を目的とした活動など、一定のルールのもとでの利用を図るゾーンとして管理運営することとします。
- ・地域の伝統的農業手法や伝統文化を学びながら、資源循環のしくみを新しい形で継承できるよう管理運営を行うこととします。
- ・「利用・整備・管理の方針」に基づき、里山の多様な空間のつながりを保ち、生きものに配慮しながら順応的管理を行うこととします。
- ・里山公園倶楽部をはじめ、本公園で活動している市民団体と指定管理者が協働で保全管理活動を行うこととします。

近代的里山区域

畑の村、丘の村は「近代的里山区域」として、周辺地域で展開される都市近郊型農業との連携を図り、地域の情報発信拠点として、周辺と連携した運営を行うこととします。

イ 畑の村

- ・地域の情報を発信したり、来園者が地域農業と交流したりすることで、地域活性につながる場とします。また、地域の農の景観を楽しめる場とします。
- ・おこじゅう広場(北駐車場西側広場)はデイキャンプなどの野外活動を行える場とします。
- ・昔ながらの小出地域の畑の風景づくりに配慮し、地域の作物や管理手法を取入れることとします。
- ・周辺の農地に配慮した管理を行い、地域の人と協働で、地域の農産物を楽しめ、地域活性化につながる拠点の運営を行うこととします。

ロ 丘の村

- ・桜の小径では花見や桜の見本園として、子供の森では大木を活かした遊びができる場として、維持管理を行うこととします。
- ・夕映えの丘は、丘の印象的な景観を楽しむ場とし、低茎草地の緩斜面と丘の上の防風林で構成される景観を維持することとします。
- ・水田境界付近の鶯の藪エリアでは、ササを整理し、水辺環境の多様化を図る草地を維持することとします。

(2) 種目別の管理運営業務

管理上、特に留意すべき種目別の管理運営業務は以下のとおりです。なお対象範囲は概要を別図に示しています。

広場

- ・多目的広場、風の広場、入口広場、湘南の丘、遊戯施設などは貴重なオープンスペースとし

てレクリエーション利用等に資する場とします。

- ・広場内の芝生地は、利用バランス等を考慮しながら芝生等の保全育成を行うこととし、芝生地としての平坦性や快適性を確保し、簡易なボール遊びやレジャーシート等の敷設に支障のない刈り込みレベル、雑草の除去に努めることとします。
- ・遊具等の施設は、事故防止のための点検を徹底し、安全快適な利用に供するための維持管理を行うこととします。

中ノ谷池

- ・池の状況を園内巡視等により把握し、利用者が安全で快適に利用できるよう適切な管理を行うこととします。
- ・池を常にきれいに保ち、事故防止のための巡回指導等を行うこととします。

芹沢の池

- ・水田用のため池としても利用していますが、緩衝地帯を設けるなど水鳥や水生生物等の生息環境に配慮した管理を行うこととします。
- ・生態系の保全と事故防止のための巡回指導等を行うこととします。

平成の森

- ・雑木林の回復を目標として必要な維持管理を行うこととします。
- ・雑木林の適正な管理育成を行うとともに、利用者が自然とふれあえるよう適切な管理を行うこととします。

里山保全エリア

- ・「利用・整備・管理の方針」に基づき、県民との協働による管理運営を行うこととします。
- ・地元の専門家等の助言を得ながら、本公園の水田・雑木林の保全などを、地域住民やボランティアと連携して積極的に推進し、公園の運営や里山環境の保全に寄与するためボランティア活動等のコーディネートなど必要な業務を実施することとします。

大震災等への対応

県立都市公園は、大規模地震等、大規模災害発生時には、広域の避難地や救援・復旧の拠点となることが想定されることから、指定管理者には、県・地元市町村と連携・協力して災害対応に努めることが求められています。

本公園の指定管理者には、大震災等への対応として、本公園の「震災時対応の考え方」(参考資料1)に基づき、平常時、震災時の対応をしていただきます。「震災時対応の考え方」に記載の指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応について提案書に明示していただくとともに、日頃からの防災意識向上の取り組みや行動訓練、地域との連携について、提案者の新たな提案を期待します。

その他

現在整備中の公園で計画面積は 36.8h a です。今後の整備状況により、拡大開園する場合もありますが、今回提案をいただきます指定管理業務の範囲は、既に開園済みの区域を対象としています。なお、今後新規拡大する範囲・施設については、随時調整の上、指定管理業務に追加することとなります。

運営協議会等への参加・協力

公園の管理・運営に関係し、以下の運営協議会等が設置されています。各会議への積極的参加・協力を行うこととします。

(1) 茅ヶ崎里山公園倶楽部

「茅ヶ崎里山公園倶楽部」は、人と生き物が共生してきた里山のしくみを田んぼ、畑、森林で体験しながら理解していく活動です。

(2) 茅ヶ崎里山公園運営会議

(3) 茅ヶ崎里山公園運営会議里山保全部会

里山保全部会は、「茅ヶ崎里山公園運営会議規約」第 4 条 その他 (1) に基づいて設置されている茅ヶ崎里山公園運営会議の一部のメンバーで構成される会であり、当公園の自然環境の保全に関わることについて、調整を図りながら管理・運営を行ってまいります。

部会の構成メンバーは、平成 26 年 4 月時点で、茅ヶ崎里山公園倶楽部、柳谷の自然に学ぶ会及び茅ヶ崎野外自然史博物館となっています。

公 園 関 係 資 料

公園名：茅ヶ崎里山公園

1. 経費等実績（参考）

（1）指定管理料の上限額 132,354千円（単年度分の提案の上限額、税込み）

上記の金額は、

【 指定管理料＝総管理費－ 駐車場収入－ 自動販売機利益】の に該当する額です。
 駐車場収入に該当する額については、「3. 駐車場運営の状況」を参照し提案して下さい。
 自動販売機利益に該当する額については、「4. 自動販売機の状況」を参照し提案して下さい。

- * 1 上記に記載されている「 指定管理料」は、過去の管理実績をベースに算定した1年分の額で、提案の上限額(消費税8%込み)となります。
- * 2 平成25年度の収支計画は、参考資料2のとおりです。参考までにお知らせします。(自動販売機に関する収入、支出は含まれていません。)
- * 3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、また企業のノウハウが含まれますので、各団体の必要に応じて提案して下さい。

（2）光熱水費等（平成21年度～24年度）

（金額：千円）

年度	電気	ガス・燃料	上下水道	電話・FAX 他通信費
平成21年度	3,423	250	1,215	220
平成22年度	3,315	566	1,449	257
平成23年度	2,990	627	1,519	221
平成24年度	4,644	902	1,376	311
平成21-24年度平均	3,593	586	1,390	252

表示は千円単位だが、小数点以下があるため、

平均値は表示値の平均と一致しない場合がある。（四捨五入表示）

（3）公園管理員数

11～17人

上記人数は、窓口業務、利用指導業務、維持管理業務等に従事するため、現地に配置している1日の標準的な職員数を記載しております。なお、上記人数は、繁忙期及び業務の執行体制により変わりますので、参考としてお示しするものです。（駐車場管理の職員は除いています。）

(4) 公園の警備体制

警備箇所	警備手法	警備日時		人数	詰所
公園全体	有人警備	4/1,4/28 ~ 5/6,7/6 ~ 9/29,3/22 ~ 31	17:30 ~ 8:30	2	
		12/29 ~ 1/4	8:30 ~ 翌日 8:30		
パークセンター	機械警備	通年			
東詰所	機械警備	通年			
谷の家	機械警備	通年			
里の家	機械警備	通年			

(5) 法定点検が必要な設備一覧

設置場所	設備名称	備 考
パークセンター	消防用設備	受信機壁掛 P 形 2 級(自火報)
	受変電設備	高圧,PF-S(12.5kA)250kVA 屋内キュービクル式
	防火対象物	
東詰所	発電機	燃料タンク含む
谷の家	受変電設備	高圧, P A T , 屋外キュービクル式 2 面体
里の家	消防用設備	
パークセンター・風のテラス・東詰所・トイレ(風の広場)・谷の家・里の家・大型あずま家 等	100 m ² を越える建築物及び建築設備	建築物(3年ごとに報告) 建築設備(毎年報告)
西入口付近、東駐車場付近	受水槽	

2 . 公園の利用状況

(1) 公園利用者数 (平成 21 年度 ~ 24 年度)

(単位 : 人)

利用者	年度	公園面積	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公園利用者	H21年度	19.8ha	52,876	54,548	31,563	29,554	28,785	44,637	49,619	88,280	27,343	39,179	22,715	34,780
	H22年度	26.7ha	42,213	75,345	30,366	24,446	23,232	30,720	42,829	96,689	28,952	35,812	28,680	32,092
	H23年度	27.9ha	46,434	60,091	32,276	24,545	25,481	43,607	46,910	93,205	27,470	28,488	23,015	40,443
	H24年度	34.3ha	50,704	71,630	34,075	27,366	22,723	30,703	53,111	95,243	24,696	34,209	28,847	42,661
	H21-24年度平均		48,057	65,404	32,070	26,478	25,055	37,417	48,117	93,354	27,115	34,422	25,814	37,494

3. 駐車場運営の状況

運営方法や駐車料金の設定は、指定管理者決定後に県と協議の上、決定することとなりますが、収入想定については、平成26年4月から消費税が8%となることを前提として提案してください。なお、現在の料金から消費税増税分の料金値上げについては、原則として了承する予定です。

注意：下記の駐車場収入は、消費税5%時の実績です。

(1) 運営状況

	収容台数			料金制度	有料期間
	大型	普通 (内障害者専用)	二輪(バイク)		
東駐車場	-	42	-	1回制	土日祝日のみ有料 (12/29～1/3は除く) 条件を満たせば駐車場料金免除
西駐車場		271(2)	-		
臨時駐車場	-	70	-		
北駐車場	-	101(2)	-		
パークセンター裏	-	3(3)	-		
計		467			

普通車はマイクロバス相当まで(2.5m幅の枠に停められる車)

大型車は西駐車場で利用可。事前にパークセンターまで連絡要

(2) 利用時間

東駐車場 8:30 ~ 18:00

西・北駐車場、パークセンター裏 9:00 ~ 18:00

7月下旬 ~ 8月は、いずれの駐車場も、午後7時まで利用可能

(金額: 円)

有料時間	駐車料金			
	料金制度	大型	普通	二輪
	1回制	1000	300	-

・全額免除の対象

- (1) 社会福祉事業を営む団体等が事業のために公園を利用する場合。
- (2) 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合。
- (3) 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。
- (4) 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。
- (5) 身体障害(児)者、知的障害(児)者が公園施設を利用する場合。
- (6) 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

・5割免除の対象

- (1) 電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県環境農政局環境部交通環境課が発行する
ただし、神奈川県が『E V イニシアティブかながわ』を推進する期間に限る。

(3) 駐車場台数実績 (平成 21 年度 ~ 24 年度)

(単位 : 台)

車種	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大型	H 21年度	2	17	4	7	1	13	14	80	5	15	0	5	163
	H 22年度	0	15	5	7	0	1	47	26	5	10	16	8	140
	H 23年度	7	13	10	1	2	8	58	19	7	2	5	1	133
	H 24年度	0	17	5	3	0	10	50	24	1	5	8	5	128
	H 21-24年度平均	2	16	6	5	1	8	42	37	5	8	7	5	141
普通車	H 21年度	5,716	5,566	3,262	3,026	3,003	4,731	4,871	4,291	2,802	4,084	2,267	3,603	47,222
	H 22年度	4,388	5,972	3,140	2,457	2,392	2,784	4,144	5,861	2,981	3,586	2,784	3,217	43,706
	H 23年度	4,915	5,880	3,234	2,498	2,599	3,473	4,437	4,559	2,758	2,994	2,340	4,225	43,912
	H 24年度	9,677	10,286	6,243	5,089	4,240	5,660	9,060	9,961	4,493	6,433	5,320	8,163	84,625
	H 21-24年度平均	6,174	6,926	3,970	3,268	3,059	4,162	5,628	6,168	3,259	4,274	3,178	4,802	54,866
二輪車	H 21年度	0	69	26	26	20	20	38	39	23	18	2	2	283
	H 22年度	21	10	19	22	24	16	25	255	27	20	13	14	466
	H 23年度	39	34	18	21	26	25	43	26	19	20	14	6	291
	H 24年度	5	35	18	11	15	7	35	8	19	13	17	10	193
	H 21-24年度平均	16	37	20	20	21	17	35	82	22	18	12	8	308

15

(4) 駐車場収入実績 (H23 年 3 月 ~ H25 年 12 月)

<茅ヶ崎里山公園・駐車場収入>

単位 : 円

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H23 年度												636,900	636,900
H24 年度	1,617,600	1,742,100	774,300	624,600	401,400	837,600	1,141,200	1,120,500	430,500	776,700	849,300	1,211,100	11,526,900
H25 年度	1,045,200	1,810,300	924,700	503,100	359,400	1,093,800							
H23-25 平均	1,331,400	1,776,200	849,500	563,850	380,400	965,700	1,141,200	1,120,500	430,500	776,700	849,300	924,000	11,109,250

データのない月を除外して平均を算出

4. 自動販売機の状況

(2) 自動販売機利益														(単位 : 円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H 21年度	収入	1,557,680	1,330,600	1,008,610	976,450	1,531,750	1,688,490	1,132,980	1,149,060	619,130	948,170	667,860	862,880	13,473,660
	経費(電気代)	19,615	19,192	17,631	18,548	23,508	18,646	20,141	24,482	23,455	30,300	26,051	34,507	276,076
	利益	1,538,065	1,311,408	990,979	957,902	1,508,242	1,669,844	1,112,839	1,124,578	595,675	917,870	641,809	828,373	13,197,584
H 22年度	収入	1,322,410	2,076,330	995,360	940,270	1,296,740	1,386,880	1,301,750	1,426,560	792,580	1,038,340	659,220	840,210	14,076,650
	経費(電気代)	24,108	22,021	24,364	31,363	32,952	26,802	26,772	25,813	24,892	26,329	20,461	23,475	309,352
	利益	1,298,302	2,054,309	970,996	908,907	1,263,788	1,360,078	1,274,978	1,400,747	767,688	1,012,011	638,759	816,735	13,767,298
H 23年度	収入	1,496,350	2,142,290	898,090	1,160,960	1,326,430	1,683,930	1,607,040	1,380,330	745,200	932,500	662,390	898,900	14,934,410
	経費(電気代)	24,315	28,564	24,706	38,456	38,048	32,058	30,335	31,431	28,128	36,696	30,127	28,746	371,610
	利益	1,472,035	2,113,726	873,384	1,122,504	1,288,382	1,651,872	1,576,705	1,348,899	717,072	895,804	632,263	870,154	14,562,800
H 24年度	収入	1,186,220	1,952,260	976,470	958,580	1,277,530	1,001,660	1,422,000	991,350	509,870	756,320	739,260	1,270,020	13,041,540
	経費(電気代)	3月分を含む	25,061	27,200	31,586	38,175	45,450	34,870	29,851	35,296	27,969	36,041	67,045	398,544
	利益	1,186,220	1,927,199	949,270	926,994	1,239,355	956,210	1,387,130	961,499	474,574	728,351	703,219	1,202,975	12,642,996
H 21-24年度平均	収入	1,390,665	1,875,370	969,633	1,009,065	1,358,113	1,440,240	1,365,943	1,236,825	666,695	918,833	682,183	968,003	13,881,565
	経費(電気代)	17,010	23,710	23,475	29,988	33,171	30,739	28,030	27,894	27,943	30,324	28,170	38,443	338,896
	利益	1,373,656	1,851,661	946,157	979,077	1,324,942	1,409,501	1,337,913	1,208,931	638,752	888,509	654,013	929,559	13,542,670
合計 12台分														

平均値は収入、経費、利益ごとに算出しているため、引き算が合致しない場合がある。

5. 管理許可施設等の状況

(1) 指定管理者に管理運営（営業）を許可する施設

公園名 茅ヶ崎里山公園

施設名	区 分	面積等 m ²	使用料 円	光熱水費の負担	備 考
自動販売機	設置	1.78	112		東詰所
自動販売機	設置	4.50	67,267		風のテラス
自動販売機	設置	1.09	113		パークセンター
自動販売機	設置	2.18	158		西駐車場トイレ
計		9.55	67,650		

(2) 指定管理者以外の者が管理（設置等）している施設

施設名	区 分	面積等 m ²	光熱水費の徴収	備 考
特になし				

6. 県所有物品一覧（貸与物品）

（１）備品

茅ヶ崎里山公園

番号	品目名	規格	数量	単位	適用
1	ベンチ	E X 12305 H	2	式	エントランス 広場
2	作業台	ライオン W H M - 10M573-00	1	台	東駐車場詰所
3	耐火金庫	ライオン L S - 72 705-81	1	台	パーク センター
4	雑誌架	ホウトク XS503	2	台	パーク センター
5	工具キャビネット	ライオン PA-704、569-51	1	台	東駐車場詰所
6	ロッカー	シリンダー錠式8人用	1	台	パーク センター
7	和風フリーボード	あかり usu-nk-b900a	2	台	谷の家
8	電磁調理器	三菱 CSH2202CS	1	台	パーク センター
9	プリンタ	エプソン PXG5300(SSS)	1	台	谷の家
10	パソコン	IP ノート NJ2100	1	台	谷の家
11	パソコン	IP ノート NJ2100	1	台	パーク センター
12	一眼レフカメラ	ペンタックス K20D BODY	1	台	パーク センター
13	一眼レフ用レンズ	ペンタックス DA-18-250F	1	個	パーク センター
14	幻灯機	日本ビクター VP30S	1	台	パーク センター
15	スクリーン	ウチダ自立式	1	台	パーク センター
16	芝刈機	バロネス GM50EF	1	台	パーク センター
17	刈払機	スチール FS2600	2	台	東駐車場詰所
18	ヘッジトリマー	タカ THT240	1	台	東駐車場詰所
19	チェーンソー	スチール 023C (E)	1	台	東駐車場詰所
20	チェーンソー	スチール 023C (E)	1	台	東駐車場詰所
21	チェーンソー	ハスクバーナー	1	台	東駐車場詰所
22	耕耘機	ヤマハ MK7DXL	1	台	東駐車場詰所
23	耕耘機（付属物）	ヤマハ ローター RSU4M	1	台	東駐車場詰所
24	落葉飛ばし機（ブロー アー）	スチール BR400 (E) ブロー アー	1	台	東駐車場詰所
25	映像システム		1	式	パーク センター
26	自転車	ブリヂストン アスタライト26インチ	1	台	東駐車場詰所
27	手押運搬車	ウチダ LC型	2	台	パーク センター
28	薪割機	新宮 PS42K	1	台	資材置き場
29	製材機	ハスクバーナー SMC50 小型移動式	1	台	分解保管 資材置き場
30	テレビ	SONY KV-21MVF1	1	台	東駐車場詰所
31	テレビ	東芝 26C3500	1	台	パーク センター

茅ヶ崎里山公園

番号	品目名	規格	数量	単位	適用
32	テント	ライオンH4号三方幕付	1	個	わんぱくトイレの機械室
33	脚立	アルインコMAH-390	2	台	東駐車場詰所
34	アルミ掲示板	プラスマークSPKA-2 1810-W	1	台	谷の家
35	アルミ掲示板	プラスマークSPKA-3 1810-SY	1	台	谷の家
36	草刈機	ファンマーナイフモアHMA80	1	台	資材置き場
37	回転式ホワイトボード	RM-21NB	1	台	畑の村拠点施設
38	事務机	ライオン	2	台	畑の村拠点施設
39	プロジェクター	ソニー	1	台	畑の村拠点施設
40	耕運機	井関農機	1	台	畑の村拠点施設
41	管理機（耕運機）	井関農機	1	台	畑の村拠点施設
42	草刈機	ゼノア BCZ260EZ	1	台	畑の村拠点施設

(2) その他

茅ヶ崎里山公園

番号	品名	規格	単位	数量
1	物品棚	ライオン LB-6565K 567-41	台	1
2	工具キャビネット	ライオン PA-704 569-51	台	1
3	引き違い書庫	ワタナベ 1-300-2600	台	1
4	ファイリング	プラス A4-4 12-935	台	2
5	食器戸棚	ライオン OK-26N	台	1
6	台車	ライオン FT23C 575-27	台	1
7	ホワイトボード	ライオン H-11SY 514-13	個	1
8	片袖机	ライオン LXD-117LB 441-02	脚	4
9	両袖机	ライオン LXD-147D-AB 441-02	脚	1
10	冷蔵庫	ナショナル NR-B14BA	台	1
11	ISDNターミナルアダプタ	NEC PC-IT42D1A	個	1
12	洗濯機	ナショナル NA-W50A2	台	1
13	ガステーブル	ナショナル GT-L1AL	台	1
14	リアカー	3号桢板付	台	2
15	水中ポンプ	エバール 40DS5.25s	個	1
16	目立て機	世晃産業 KK-251	台	1
17	電工ドラム	NF-EK34	台	2
18	ハンドマイク	TM-103	個	2
19	引き違い書庫	プラス SS302R	台	1
20	引き違い書庫	プラス SS304R	台	1
21	自走式芝刈り機	ハインツ GM500	台	1
22	動力噴霧器	共立 HP403	台	1
23	高圧洗浄機	SER3007NBS	台	1
24	乗用芝刈機	ハインツ2連ロータリーモアGM100B (グラスキャッチャー付)	台	1
25	折りたたみテーブル	ワタナベ 45-T型 1800*450*700	台	22
26	折りたたみテーブル(内幕付)	ワタナベ 1800*450*700	台	2
27	折りたたみテーブル平積台車	ワタナベ 2100*790*1416	台	2
28	折りたたみ椅子用収納台車	ライオン FT-303N 589*1122*1660	台	2
29	座卓兼用テーブル	ワタナベ B-1845型 1800*450*700/320	台	10
30	ファイリングキャビネット	ワタナベ 387*620*1334 A4-4段	個	1
31	書庫 (4*3型ガラス戸)	ワタナベ 1200*400*880	個	1

茅ヶ崎里山公園

番号	品名	規格	単位	数量
32	軽量ラック	プラス 900*450*2100	台	1
33	軽量ラック	プラス 1200*450*2100	台	1
34	車椅子	㈱インターリンク 自走式、ドラムブレーキ、65*101*90	台	1
35	ホワイトボード（回転式）	ジョイントックス M026J-36WH-A 1914*526*1800	台	1
36	シリンダー錠式ロッカー	ジョイントックス SV-G8A W900*D515*H1790	台	1
37	ソファ	ライオン LC-5902S W1150*D600*H410	台	1
38	テーブル	ライオン LT-5900C W600*D600*H426	台	1
39	乾湿両用バキュームクリーナー	ナショナル MC-G600WD	台	1
40	デジタルカメラ	オリンパス μ770SW SLV(シルバー)	台	1
41	座卓兼用テーブル	ワタ B-1845型 1800*450*700/320	台	10
42	軽量ラック	コロ 1800*450*2100	台	8
43	折りたたみ式傘立て	ライオン 1042*353*477	台	1
44	パソコンスタンド	ライオン PG211	台	1
45	公園台帳パソコン	デル inspiron 530S	台	1
46	飾り棚	塚本家具店 MK2101 W60*D20*H29	台	1
47	盆栽棚	塚本家具店 MK2102 W92*D20*H81	台	1
48	丸飾り棚	塚本家具店 MK9530 W62*D20*H62	台	1
49	事務椅子	ライオン NO.2112FG	台	2
50	スチールロッカー	ライオン 3人用 900*515*1791	台	2
51	保管庫	ライオン NO.365H 900×1850 両開型	台	2
52	保管庫	ライオン ハンフレットケース型 SV-AC313-L	台	1

7. その他の資料

【主なイベント活動】

今まで継続実施されている主なイベント内容です。

イベント名称	開催時期	イ ベ ント 内 容
茅ヶ崎里山公園まつり	5,11月	・イベント内容：公園パネル展、ボン菓子の実演など ・参加人数：約33,000人 茅ヶ崎里山公園倶楽部と連携して実施
鯉のぼり・七夕・夏まつり・ 凧上げ・どんど焼き	各季節	地域の市民グループと連携して、 ・じゃぶじゃぶ池上空に100匹の鯉のぼりを泳がすイベント ・自然観察会、ヨーヨー釣り、野外映画会、線香花火とスイカ割り ・七夕 ・新春凧上げ大会 ・どんど焼き ・子どもと遊ぶ会等を
自然観察会	年14回開催	自然に対する理解を深めるため樹木、野鳥の観察会を市民グループや地域の施設と連携して開催
体験教室等	年間通じて 開催	・収穫体験、ドッグトレーニング教室 等
レインボーフェスティバル	11月中旬	茅ヶ崎市(レインボーフェスティバル実行委員会)が主催するイベント(各種ステージイベント、模擬店、フリーマーケットなど)
畜産まつりなど	10月	茅ヶ崎市主催
茅ヶ崎里山公園 倶楽部活動	通年	米づくり等の体験、樹林地の整備 等

【主なボランティア活動】

公 園 名	団体 区分	ボランティアの種類	活 動 内 容
茅ヶ崎里山公園		自然観察、生物調査	月1回自然観察会、月数回里山の生き物調査活動を行なう。
		里山保全体験活動	月2～6回、雑木林や竹林の管理や炭焼き、水田や畑の農作業の体験活動を行っている。
		自然観察	年数回自然観察会を開催。
		イベント、パトロール等	5月の鯉のぼり、8月の夏祭り(映画上映会、スイカ割など)、1月の凧上げなどを行っている。

団体区分： 公園愛護団体等 障害者団体等 その他若年団体

茅ヶ崎里山公園倶楽部会則

（名称）

第1条 本会は、神奈川県立茅ヶ崎里山公園倶楽部（以下「茅ヶ崎里山公園倶楽部」という）という。

（目的）

第2条 茅ヶ崎里山公園倶楽部は、里山の多様な生態系の保全・啓発事業並びに県民に親しまれる茅ヶ崎里山公園であり続けるための事業を指定管理者と協働で取り組み、公益の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）里山の生態系保全活動に関わる事業及び指導者養成
- （2）伝統農業と生物共生による体験型事業及び指導者養成
- （3）自然観察と生態的啓発を兼ねた参加型事業及び指導者養成
- （4）研究、活動成果の広報・宣伝及び展示事業
- （5）地域活性化に結び付く茅ヶ崎里山公園の運営に必要な事業

（構成・事務局）

第4条 本会は、前条の目的を理解し賛同する市民及び指定管理者により構成する。

2. 指定管理者は事務局を茅ヶ崎里山公園管理事務所内に置く。
3. 事務局は、会の円滑な運営のために別に定める業務を行う。

（会員）

第5条 本会は、第2条の目的を理解し、これに賛同する市民（県民及び他都道府県在住者）により構成する。

2. 会員は、第3条の事業にボランティアとして参加する市民個人とし、別に定める書面をもって入会し、本会に登録することを必要とする。
3. 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
4. 会員は、別に定める書面により任意に退会することができる。ただし、既納費は返還しない。
5. 会員は、本会の名誉を傷つけ、又は第2条の目的に反する行為をした時は、第9条に規定する幹事会の決議により、会長が退会勧告または除名することができる。

（幹事）

第6条 本会の円滑な運営と会員の安全を図るため、幹事を置く。

2. 幹事は、会員の中から選任する。

3. 幹事は、会長（第7条）、副会長（第8条）、各班リーダー及びサブリーダー（第10条）並びに会計及び会計監査（第11条）とからなる。
4. 幹事は、幹事会に出席し、協議に参加しなければならない。
5. 幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。又幹事に欠員が生じた場合は、速やかに選任し、任期は前任者の残任期間とする。

（会長）

第7条 本会には、会長を置く。

2. 会長は、幹事の互選により選任する。
3. 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。
4. 会長は、年1回以上、事業の状況を会員に公表するものとする。

（副会長）

第8条 本会には、副会長を置く。

2. 副会長は、幹事の互選により2名選任する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（幹事会）

第9条 幹事会は、幹事及び指定管理者で構成する。

2. 幹事会は、会長が議長を務め、市民参加を実践するために必要な事業計画・予算案及び活動内容並びに実施状況に関することを協議する。
3. 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、全幹事の過半数の出席を持って成立する。
4. 議事は全幹事の過半数の賛同を持って決定する。

（班制）

第10条 本会は、事業実施のため、別に定める班を置き、各班には、リーダー及びサブリーダーを置く。

（会計及び会計監査）

第11条 本会の経費は、会費、その他の収入及び指定管理者からの支援費をもって充てる。

2. 幹事の中から互選により、会計1名及び会計監査2名を選任する。
3. 経費の執行は、別に定める会計手続きにより行う。
4. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
5. 会計監査は、決算報告書を速やかに監査し、監査報告書を幹事会に提出し、報告を行う。

（会則の変更）

第12条 この会則を変更しようとする時は、幹事会の承認を得る。

(その他)

第13条 本会に関する重要事項については、予め指定管理者との意見調整を図るものとする。

2.この会則にない事項は、幹事会で決定するものとする。ただし、緊急を要する事項に関しては、会長の判断により指定管理者と協議の上、これを先決することができる。

附則

1) この会則は、平成●●年●月●日から施行し、平成●●年●月●日より適用する。

2) この会則改定は、平成●●年●月●日から施行し、平成●●年●月●日より適用する。

茅ヶ崎里山公園運営会議規約

（名称）

第1条 本会は茅ヶ崎里山公園運営会議（以下「運営会議」という。）と称します。

（目的）

第2条 運営会議は、茅ヶ崎里山公園（以下「本公園」という。）の特性を生かし、誰もが楽しく利用し、いろいろな活動のできる公園づくりを進めるため、本公園にふさわしい管理運営や利用のあり方等について、地域、協働団体や公園利用者等幅広い市民同士、及び公園管理者と意見交換や情報交換を図り、適切な公園の運営管理を行うことを目的とします。

（構成員）

第3条 運営会議は、会長及び会員で構成します。

（1） 会長は本公園の指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会茅ヶ崎里山公園園長が務めるものとし、運営会議を招集統括し、会の議長を務めるものとします。ただし、会長が議長を務められない場合は、会長の指名を受けたものが議長を務めます。

（2） 会員は本公園を利用したり、本公園で活動している団体及び関係団体等の代表とし、その団体を別頁に定めます。

（3） 運営会議の参加は原則団体での参加とし、1団体あたり2名までの参加とします。

（4） 会長は運営会議を円滑に進めるため、学識経験者等によるアドバイザーを適宜任命し意見を求めることができます。また必要に応じてその者を運営会議に出席させることができます。

（会議）

第4条 運営会議は第2条の目的を達成するため開催し、次の事項について情報交換等を行います。

（1） 本公園の管理運営について

（2） 本公園の利用促進について

（3） 会長が特に必要と認める事項について

その他

（1） 調整事項が発生した場合、必要に応じ部会を設置します

（2） 運営会議の開催は年2回程度とします

（事務局）

第5条 運営会議の事務局は、本公園指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会茅ヶ崎里山公園管理事務所に置きます。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は、運営会議が必要な案件については、会長が運営会議を招集し決定することとします。また簡易な案件については、会長が定め会員に報告します。

付則 この要領は平成●●年●月●日から施行します
会員の任期については、平成●●年●月●日までとします。

別頁

茅ヶ崎里山公園運営会議参加団体名

茅ヶ崎市小出地区青少年育成推進協議会

茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会

茅ヶ崎市小出地区自治会連合会

茅ヶ崎里山公園地権者会

茅ヶ崎市立小出小学校

茅ヶ崎市体育協会

茅ヶ崎野外自然史博物館

茅ヶ崎里山公園倶楽部

柳谷の自然に学ぶ会

里山保全ボランティア 風の里

せりざわ彼岸花の会

(公財)神奈川県公園協会

事務局：(公財)神奈川県公園協会 茅ヶ崎里山公園管理事務所

10. ゾーン別方針

10-1. 基本運営方針をふまえたゾーニング

利用促進・伝統的里山・近代的里山の3つの顔

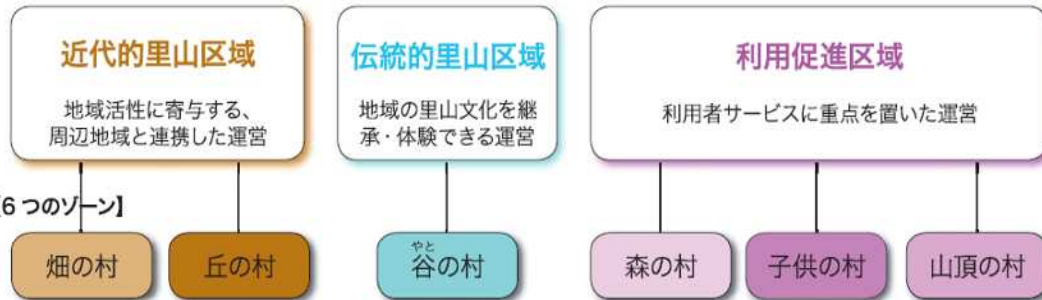
- ・茅ヶ崎里山公園は、「利用促進」、「伝統的里山」、「近代的里山」をテーマとして3つの区域に区分した。
- ・さらに6つのゾーンに区分し、ゾーン別に設定された利用方針、整備方針、管理方針に基づき運営を行う。
- ・6つのゾーンのうち、森の村、子供の村、山頂の村は都市公園のレクリエーション機能

能を発揮した「利用促進区域」として、利用者サービスに重点を置いた運営を行う。

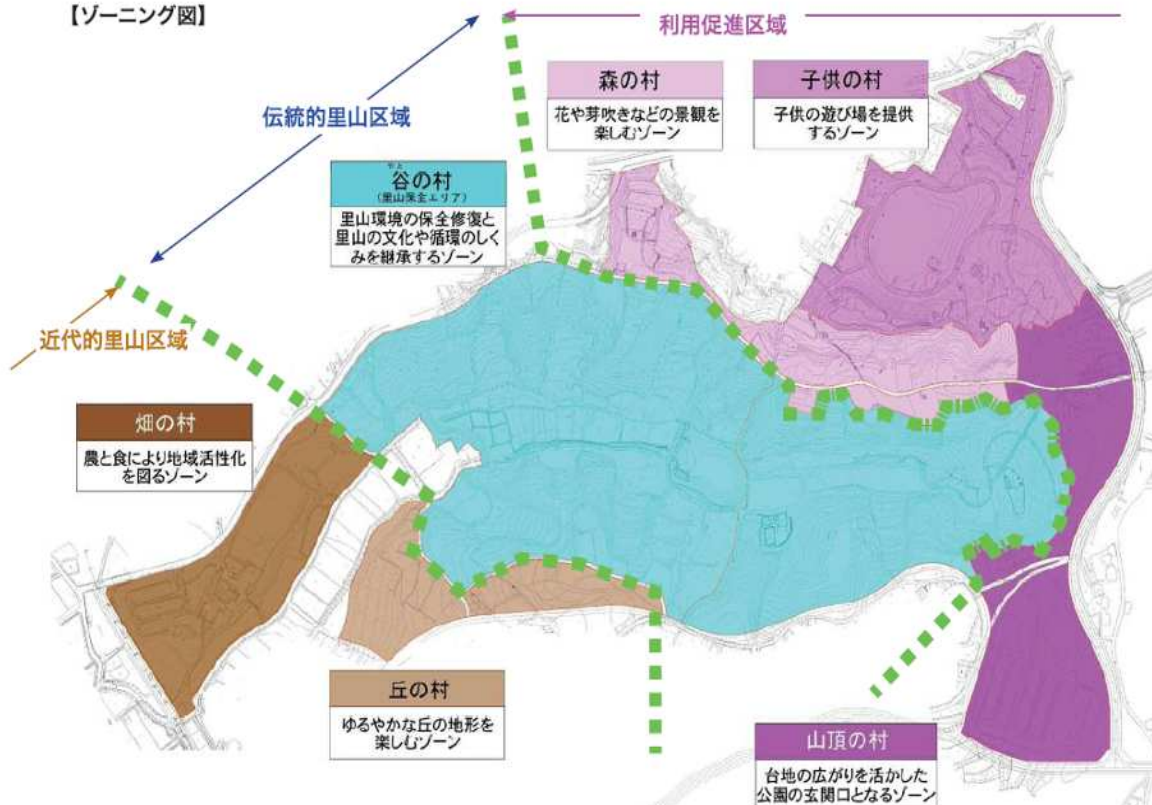
- ・谷の村は、「伝統的里山区域」として、地域の里山文化を継承・体験できる運営を行う。

- ・畑の村、丘の村は「近代的里山区域」として、周辺地域で展開される都市近郊型農業との連携を図り、地域の情報発信拠点として、周辺と連携した運営を行う。

【3つの区域】



【ゾーニング図】



10-2. ゾーンと4要素の関係

- ・里山環境の保全と利用のバランスを図るため、6つのゾーンに区分し、ゾーン毎に4要素の程度を段階的に分けて、利用・整備・管理の方針の基礎とする。

	近代的里山区域		伝統的里山区域	利用促進区域		
ゾーン	畑の村	丘の村	谷の村 (里山保全エリア)	森の村	子供の村	山頂の村
ゾーンの方針	農と食により地域活性化を図るゾーン	ゆるやかな丘の地形を楽しむゾーン	里山環境の保全修復と里山の文化や循環のしくみを継承するゾーン	花や芽吹きなどの景観を楽しむゾーン	子供の遊び場を提供するゾーン	台地の広がりを活かした公園の玄関口となるゾーン
①里山(地域)文化の継承	地域との関わり 農と食	地域景観 (丘、畑)	谷戸景観 里山文化・夜間	地域景観 (桜、梅園)	地域イベント	富士山の景観
②生物多様性		バッファ	里山環境の 保全・修復	バッファ		
③環境教育		自然遊び	保全活動 体験・学習	(仮称)森林 バイオマス施設		
④レクリエーション	デイキャンプ	ニュースポーツ 散策		花見 散策 植物観察	大型遊具 多目的広場	拠点機能

重要度・・・
大 中 小

10-3. 茅ヶ崎里山公園のすがた

畑の村
(農と食により地域活性化を図るゾーン)

- ・昔ながらの畑の風景を維持し、地域の景観のつながりを継承する
- ・地域の情報発信を行う拠点施設や、デイキャンプなど食を楽しむおこじゅう広場がある

※ おこじゅうとは、野良仕事のあととお弁当を食べたり、お茶を飲んだりすること

近代的里山区域

丘の村 (ゆるやかな丘の地形を楽しむゾーン)

- ・ゆるやかに広がる地形を活かして、のんびりと丘や里山景観を楽しめる場
- ・お花見を楽しめる桜広場や、だれもが利用できる夕映えの丘がある



伝統的里山区域

谷の村(里山保全エリア) (里山環境の保全修復と里山の文化や循環のしくみを継承するゾーン)

- ・県内でも貴重となった谷戸と、そこで育まれた伝統的な農業や文化を継承していく
- ・里山でのいとなみを体験・学習できる場
- ・生き物に配慮した順応型管理を管理者と市民が協働で行う



※順応的管理とは
モニタリングデータの分析に基づいて、状況の変化に柔軟に対応しながら行う管理
(出典:「自然再生:生態工学的アプローチ」より)

森の村

(花や芽吹きなどの景観を楽しむゾーン)

- ・地形を活かした人里の風景として、花の名所づくりを行う
- ・山桜の路、梅園、野の花畑など、季節の色彩やうつろいを楽しめる場
- ・バイオマス利用の情報を発信する、木質バイオマス加工展示施設がある



子供の村

(子供の遊び場を提供するゾーン)

- ・大型遊具や流れ、広場など広々とした空間で、子供が様々な遊びを楽しめる場
- ・地域のイベントの開催などを通じて、世代を越えた様々な人々がつながる場



山頂の村

(台地の広がりを活かした公園の玄関口となるゾーン)

- ・公園の玄関口として人が集り、富士山の眺望を楽しんだり、公園の情報を得られる場
- ・誰もが利用しやすく、情報発信拠点として、公園の中心となるパークセンターがある

